

2025年度以降のキャップ&トレード制度について (パブリックコメントの実施結果と制度改正案)

東京都キャップ&トレード制度
第7回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和5年8月4日(金曜日)14:00～17:00
オンライン会議

1. **パブリックコメントの実施結果（概要）について**
2. 第四計画期間のキャップ&トレード制度の改正案について
3. 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度の改正案について

<意見募集（パブリックコメント）の概要>

キャップ&トレード制度における第四計画期間（2025～2029年度）の削減義務率等、次の13項目に関する意見を募集

- 意見募集期間：令和5年5月22日（月曜日）から同年6月20日（火曜日）まで（30日間）
- 意見提出方法：電子メール、郵送
- 意見提出総数：100件（21事業者（個人）・団体）

事項番号	事項	件数	事項番号	事項	件数
1	制度対象	3件	8	再エネの取扱い	11件
2	基準排出量	9件	9	排出量取引で取り扱うクレジット等	11件
3	削減義務率	17件	10	その他ガス削減量の取扱い	0件
4	新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い	5件	11	特定テナント等事業者	2件
5	温室効果ガス排出量の算定のためのCO ₂ 排出係数	12件	12	目標設定・取組状況等の報告・公表	3件
6	原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数	2件	13	トップレベル事業所認定の仕組み	16件
7	低炭素電力・熱の選択の仕組み及び高効率コジェネの取扱い	3件	—	その他意見、質問 ※	6件

※ パブリックコメントの対象外であるものの、本改正と合わせて運用方法を変更する事項等に関するもの（支援策や手続の負担軽減策、検証等についての意見）

1. パブリックコメントの実施結果（概要）について
- 2. 第四計画期間のキャップ&トレード制度の改正案について**
（1:制度対象 から 12:目標設定・取組状況等の報告・公表 まで）
3. 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度の改正案について
（13:トップレベル事業所認定の仕組み）

(1) 制度対象

<東京都の考え方>

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再エネの熱利用や自家発電について、削減義務対象外として使用量報告を求めることは妥当だが、使用量を計量又は推計できる場合のみとしてはどうか。 <p>(全3件 うち非公表意見2件あり)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められ、バイオマスや廃棄物燃料などの非化石燃料、並びに自然熱及び再生可能エネルギーの使用量等が報告対象に加わります。 ● 本制度においても、非化石燃料を含めたエネルギーの効率的な利用及び削減については重要な取組の一つであり、事業所からの毎年度のエネルギー使用量等の報告対象については、改正省エネ法との整合を図ってまいります。
---	---

<第四計画期間の制度対象（制度改正案）>

① 本制度の対象となる事業所（第三計画期間と同様）

分類	要件
指定 地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が 原油換算 ※で年間合計 1,500kL以上 となった事業所
特定 地球温暖化対策事業所	3か年度連続して、燃料、熱、電気の使用量が 原油換算 で年間合計 1,500kL以上 となった事業所（ 削減義務あり ）
指定相当 地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が 原油換算 で年間合計 1,500kL以上 となった事業所で中小企業等がエネルギー使用量1/2以上所有している事業所（ 削減義務なし ）

※本制度の指定取消の要件（第三計画期間と同様）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動の廃止またはその全部の休止 ② 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満 ③ 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満 ④ 前年度の中小企業等のエネルギー使用量が1/2以上 ⑤ 事業所区域の変更（事業所統合及び事業所分割） | <ul style="list-style-type: none"> □ 要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能（選択した期間に対応した義務履行が必要） □ 要件④に該当した場合は、新たに指定相当地球温暖化対策事業所に指定 □ 要件⑤に該当した場合は、新たな事業所区域で指定（特定）地球温暖化対策事業所*に指定 <ul style="list-style-type: none"> *事業所区域変更前の指定状況が継続される。 *事業所区域変更後の事業所区域において、当該申請を行った前年度のエネルギー使用量が1,000kL未満又は申請の前年度末日における床面積が5,000m²未満の事業所を除く。 |
|---|--|

(1) 制度対象

② 算定対象となる排出活動

- 制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は、引き続き化石燃料等とし、使用量及び排出量を報告する対象は、改正省エネ法で報告されるエネルギー種と整合させ、非化石燃料等を新たに報告対象とする。

算定対象とする燃料等		原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)	特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)	その他ガス排出量 (削減義務対象外)	使用量報告	備考
化石燃料※1		●	●	—	●	※1：改正省エネ法で報告される化石燃料種と整合
他者から供給される電気・熱※2		●	●	—	●	※2：CGS・工場排熱を利用した電気・熱は算定対象 清掃排熱を利用した電気・熱は算定対象外
再エネ由来の電気・熱	オンサイト	—	△※4	—	●	※3：事業所外から供給される再エネ電気（熱）は算定対象（ただし、自営線等で再エネ設備由来の電気及び熱のみが供給される場合を除く。） ※4：再エネは算定対象外であるが、持続可能性が担保されていることが確認できないバイオマスは算定対象
	オフサイト (自己託送・PPA)	●※3	△※4	—	●	
	証書	—	△※4	—	●	
非化石燃料※5	排出係数及び地球温暖化係数が設定されている燃料	—	—	●	●	※5：改正省エネ法及び改正温対法で報告される非化石燃料（廃棄物燃料など）・ガスと整合 ※6：水素やアンモニアなどが対象
	上記以外の燃料※6	—	—	—	●	
製品の製造・加工に伴い発生するガス※5		—	—	●	●	
水の使用、下水への排水※7		—	—	●	●	※7：第三計画期間と同様の取扱い

* 使用量報告する再エネについては、改正省エネ法で報告される電気・熱と整合

* 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設けることを想定
ただし、ヒートポンプ等の施設又は設備で使用した熱については、改正省エネ法と同様に、報告及び地球温暖化対策計画書への記載の対象外とすることを想定

(2) 基準排出量

<東京都の考え方>

【主な意見】

- 熱供給事業所については、供給先の稼働率の影響や省CO₂対策を実施した事業所を考慮し、基準排出量の算定方法に排出標準原単位を設定してほしい。
- 過去の排出実績が、事業所の稼働率低減等で通常よりも低い場合の対応方法を検討してほしい。
(全9件 うち非公表意見1件あり)

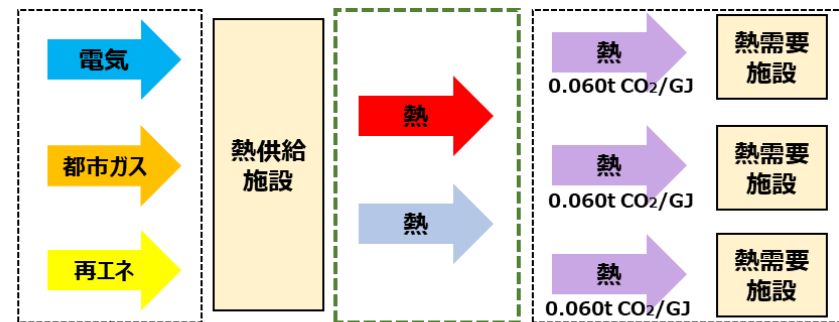
【都の考え方】

- 基準排出量については、引き続き「過去の排出実績に基づく方法」に加え、「排出標準原単位に基づく方法」により設定も可能といたします。
- 排出標準原単位が設定されていない熱供給事業所については、新たに、販売熱量の実績に熱の排出係数（第四計画期間においては0.060t-CO₂/GJ）を乗じて基準排出量を算出することも可能とし、早期に高効率機器を導入した熱供給事業所の削減効果が反映できる仕組みを導入いたします。
- 「過去の排出実績に基づく方法」により基準排出量を設定する場合、基準排出量の算定対象となる連続する3か年度のうち、標準的でないと認める年度については、各事業所の状況に応じて個別に判断する必要があります。

<第四計画期間の基準排出量（制度改正案）>

- 基準排出量は、第三計画期間と同様の方法で設定
- 主に熱等を供給する事業所における基準排出量の算定方法について新たな算定方法を導入
(パブリックコメントを踏まえた変更点)

- ※ 1 第三計画期間までに基準排出量が設定されている事業所は、第三計画期間の基準排出量を継続（基準排出量を変更している場合は、変更後の基準排出量を使用）
- ※ 2 過去の排出実績に基づく方法で使用する単位発熱量及び排出係数は、第三計画期間と同様の数値を使用予定
 - 事業所外から供給される再エネ電気・熱は一律の排出係数で算定（オフサイト再エネ（自己託送・PPA）、低炭素電力・熱の利用、自営線等で再エネ設備由来の電気及び熱のみが供給される場合、再エネ由来証書の利用等については、基準排出量の算定時には控除しない）
 - 電気の排出係数：0.489t-CO₂/千kWh、熱の排出係数：0.060t-CO₂/GJ
- ※ 3 排出標準原単位は第三計画期間と同様の値を使用予定



【現状の基準排出量算定に使用する実績範囲】
熱製造に使用する電気・燃料等の使用に伴う排出量から基準排出量を算定

【新たな基準排出量算定に使用する実績範囲】
熱需要施設に供給する熱量から基準排出量を算定

$$\text{基準排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{販売熱量の実績 (基準年度平均)} \times \text{熱の排出係数 (0.060 t-CO}_2\text{/GJ)}$$

【主に熱等を供給する事業所における新たな基準排出量の算定方法】

(3) 削減義務率

<東京都の考え方>

① 第四計画期間の削減義務率について

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存物件で50%もの削減を達成することは難易度が高い。 ● 削減義務率については、電力供給側の状況（係数改善や再エネ調達・証書市場の動向）を踏まえつつ、柔軟に見直してほしい。 ● 削減義務率厳格化と一体となった規制緩和・支援を検討してほしい。 ● 削減義務率をより高くし、IPCCと整合させるのは良い。 (全10件 他 非公表意見なし) 	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第四計画期間の削減義務率は、東京都環境基本計画2022における温室効果ガス排出量の産業・業務部門の削減目標（2000年比約50%削減）からのバックキャストを前提とし、各事業所の省エネ対策や再エネ利用による削減余地、電気の排出係数の不確実性等を考慮して提示しております。 ● これまで実施している省エネ対策の継続に加え、追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。 ● また、本制度は、各計画期間（5年間）の中で、事業所の設備更新計画や再生可能エネルギーの導入など総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択することができる仕組みとなっております。 ● なお、都では、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援しています。
--	--

② 電化率の低い事業所について

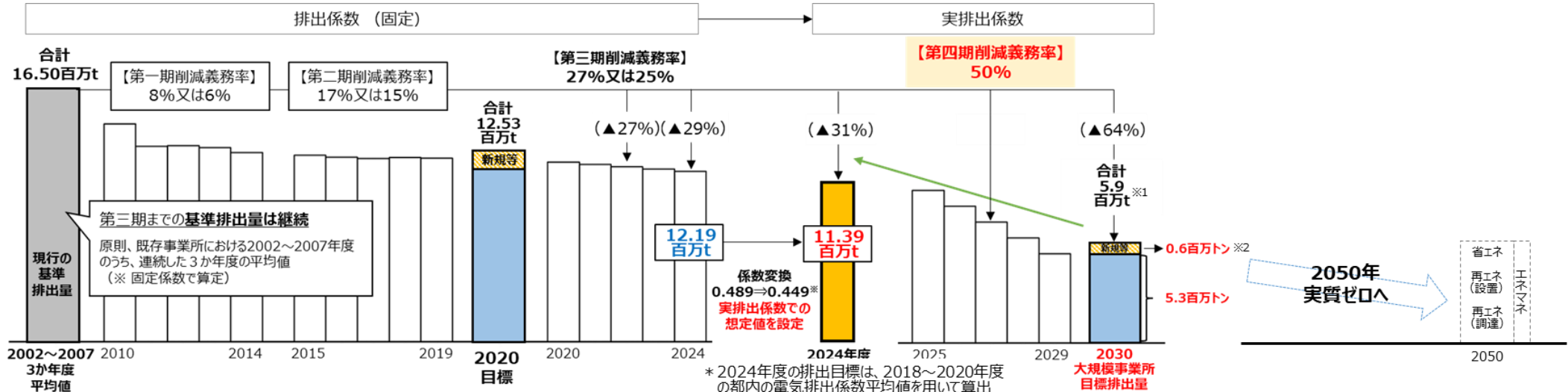
<ul style="list-style-type: none"> ● 削減義務率50%は、熱供給事業を営み、都市ガスも相当量使用している事業者には実施不可能であり、電力のように都市ガスの評価制度がないのであれば、削減義務率の緩和措置を検討してほしい。 ● 電化率20%未満の事業所の削減義務率3%減少は、非電力化が進む可能性があり、カーボンニュートラル達成に逆行する。 (全5件 うち非公表意見1件あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第四計画期間においては、事業所の年度排出量算定について、燃料使用量の算定に関わる排出係数を「実排出係数」へ移行するとともに、再エネ由来証書の利用による年度排出量の控除等、再エネ導入による義務履行手段を拡充いたします。また、都市ガスの排出係数については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況も考慮し、運用方法を検討してまいります。 ● なお、製造過程で蒸気が必要な業種、コージェネレーションシステムで電熱利用を実施している事業所等については、電気の係数改善による削減余地が小さく、第四計画期間に電化可能な分野での電化を行っても、なお不利な状況となる可能性があります。 ● 特に、電化率20%未満の事業所は、全対象事業所の省エネ余地の平均と同程度の省エネ対策を実施し、2030年に前提としている排出係数への改善を行った場合でも、3%程度の追加的な対策が必要な状況となる場合があります。 ● そのため、第四計画期間に限り、電化率20%未満の事業所を対象に、削減義務率を3%減少させる措置を導入いたします。なお、その要件として、設備の電化対応が困難な理由及び今後の設備の更新計画等の提出を求めることを想定しております。
--	--

③ 区分別の削減義務率の緩和について

<ul style="list-style-type: none"> ● 区分I-2の義務率緩和の拡大を要望する。 ● 熱の使用割合に応じたきめ細かい削減義務率の設定を要望する。 (全2件 他 非公表意見なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分I-2）の削減義務率は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であることを考慮して、事業所から提出された点検表データ等から、これまでの対策実施状況や設備保有状況を基に算定した第四計画期間までの区分I-1との省エネ余地の差（2%）を踏まえたものです。 ● また、電化率の低い事業所の状況を考慮し、第四計画期間においては、電化率20%未満の事業所を対象に、削減義務率を3%減少させる措置を導入いたします。
---	---

<第四計画期間の削減義務率（制度改正案）>

- 第四計画期間の削減義務率は、大規模事業所の目標排出量からのバックキャスティングを前提とするとともに、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分等を考慮して、「50%」（計画期間の平均値を算出）とする。



※ 1 2030年の大規模事業所の目標排出量（5.9百万t）は、東京都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計。東京都の目標算定にあたり、電気の排出係数「0.250 kg-CO₂/kWh（全電源平均）」（国の2030年度におけるエネルギー需給の見直し）を使用

※ 2 大規模事業所には、新規参入事業所等の削減義務が課されていない事業所や義務率緩和を受けている事業所も含まれる。そのような事業所の排出量相当分（約0.6百万t）を考慮して削減義務率を設定。第二計画期間の実績から、新規参入事業所（年間20~30事業所程度）や制度対象外事業所（年間20~30事業所程度）、トップレベル事業所の緩和量（トップレベル3/5、準トップレベル4/5）を想定

● 第四計画期間の削減義務率（事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえて区分ごとに設定） ● 第四計画期間において実施する事項

区分	第二期	第四期（案）	削減義務率設定の考え方
I-1 オフィスビル等と熱供給事業所 (区分I-2に該当するものを除く)	27%	50%	地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分I-2）は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であること等を考慮し、削減義務率を2ポイント低く設定
I-2 オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所*	25%	48%	
II 工場等の区分I-1、区分I-2以外の事業所	25%	48%	区分IIは、区分Iと比較して熱源や空調、照明といった汎用設備によるエネルギー消費の事業所全体における割合が少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮し、区分I-1より削減義務率を2ポイント低く設定

※ 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所

- 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について
医療施設は一定の省エネ余地はあるが、第三期から第四期にわたる激変緩和措置として、第三計画期間同様、削減義務率を2%減少
- 指定相当地球温暖化対策事業所について
中小企業等がエネルギー使用量の1/2以上を所有する大規模事業所は、削減義務の対象外（ただし、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書の提出・公表を行う）
- 電化率20%未満の事業所について
第四計画期間に限り、再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地差に応じて、削減義務率を3%減少（設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出を求める）

(4) 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い

<東京都の考え方>

【主な意見】
 ● 新規参入事業所については、当初より省エネ性能の高い設備機器の導入を行っているケースが多いため、開業後に更なる削減を求められても対応が難しい。導入設備機器の省エネ性能などにも考慮した柔軟な削減義務率の設定をお願いしたい。
 (全5件 うち非公表意見1件あり)

【都の考え方】
 ● 新たに削減義務の対象となる事業所については、省エネ設備等が一定程度導入されている事業所が多いことや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、第三計画期間までと同様に、削減義務率を段階的に適用いたします。
 ● 第四計画期間から削減義務の対象となった事業所については、第二計画期間の削減義務率（17%又は15%）に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした削減義務率（31%又は29%）を適用する経過措置を設定いたします。
 ● 当初から高効率設備等を導入している新規事業所であっても、事業開始後の実際の設備負荷等に合わせた適切な機器管理の実施や、基準排出量の算定から除外されるオフサイト再エネ（PPA又は自己託送など）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用等による削減が可能と考えております。

<第四計画期間の新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い（制度改正案）>

- 新規参入事業所については、原則、第三計画期間の削減義務率を基本として、実排出係数への変更を反映する。

● 計画期間途中から削減義務の対象となる事業所の削減義務率設定方法

第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所	削減義務の対象となってから11年度目以降15年度目までは、第三計画期間の削減義務率（41%又は39%）を適用。第三計画期間の残りの期間は、第四計画期間の削減義務率（50%又は48%）を適用
第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所	第三計画期間の経過措置が終了するため、第四計画期間から一律、第三計画期間の削減義務率（41%又は39%）を適用
第三計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所	第三計画期間の経過措置が終了するが、削減義務の対象となってから5年度目までは、第二計画期間の削減義務率（31%又は29%）を適用。第四計画期間の残りの期間は、第三計画期間の削減義務率（41%又は39%）を適用
第四計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所	原則、第三計画期間の削減義務率（41%又は39%）を適用。経過措置として、第四計画期間の1～4年度目までは、第二計画期間の削減義務率（31%又は29%）を適用し、5年度目は、第三計画期間の削減義務率（41%又は39%）を適用

* 実排出係数算定への移行による前計画期間の削減義務率の加算
 第四計画期間からの実排出係数による排出量算定への移行を考慮し、第二、第三計画期間の削減義務率に相当する義務率については、再エネ利用等による削減相当分（14%）を上乗せした義務率を適用

	第二計画期間の削減義務率	第三計画期間の削減義務率
第三計画期間（係数固定）	17% / 15%	27% / 25%

↓ 再エネ利用等による削減相当分（14%）を加算

	第二計画期間の削減義務率	第三計画期間の削減義務率
第四計画期間（実排出係数）	31% / 29%	41% / 39%

2. 第四計画期間のキャップ&トレード制度の改正案について

●削減義務率の推移

計画期間		第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間				
年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
							指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
										指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
												指定	指定	指定	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
													指定	指定	指定	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
第四計画期間の途中からの新規参入事業所													指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	
														指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	
															指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	
																経過措置	指定	指定	31% / 29%	41% / 39%	

【経過措置】

- 第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした義務率（区分Ⅰ：31% / 区分Ⅱ：29%）を適用
- 経過措置が終了する5年度目は、削減率（区分Ⅰ：41% / 区分Ⅱ：39%）を適用

(5) 温室効果ガス排出量の算定のためのCO₂排出係数（電気）

<東京都の考え方>

※（7）低炭素電力・熱の選択の仕組み及び高効率コジェネの取扱いの内容を含む

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「実排出係数」は、供給側の省エネ・再エネ努力が反映され望ましいが、需要家が契約しているメニューに応じた排出係数を使用できるようにしてほしい。 ● 環境価値を適切に反映した排出係数利用を明確化してほしい。 <p>（全5件 うち非公表意見1件あり）</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第四計画期間からの年度排出量の算定においては、義務履行手段を柔軟に判断、選択し、排出削減を進めることができるよう、電気・熱等の排出係数は「実排出係数」での算定へ移行することとしております。 ● 電気の排出係数が実排出係数での算定へ移行することに合わせて、「東京都エネルギー環境計画書制度」において、事業者の電力全体の排出係数及びメニュー別排出係数について報告対象とする予定です。 ● 本制度においても、事業者の電力全体の排出係数とともに、メニュー別排出係数を用いた場合についても、算定対象とする予定です。引き続き、国の温対法の検討状況等も注視しながら、環境価値の充当方法を含め、本制度における対応を検討してまいります。
--	---

<第四計画期間の温室効果ガス排出量の算定のためのCO₂排出係数（電気）（制度改正案）>

- 制度対象事業所の年度排出量の算定に使用する電気の排出係数には「実排出係数」（東京都エネルギー環境計画書制度の公表値）を使用
- 第三計画期間までの低炭素電力の選択の仕組み及び高効率コジェネの取扱いについては、「実排出係数」へ移行

調達方法		調達方法ごとの排出係数の取り扱い
オンサイト (自家発電・自家消費、PPA)	化石燃料由来	・自家発電に使用した化石燃料使用量を基に算定
	再エネ由来	・電気の排出係数は「 ゼロ 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用
オフサイト (自己託送、PPA)	PPA	・再エネ設備で発電した電気の場合、電気の排出係数は「 ゼロ 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用
	自己託送	・自己託送した電気の単位供給量当たり排出係数を使用※ ¹ (再エネ設備で発電した電気の場合は、排出係数は「 ゼロ 」)
小売電気事業者等から購入		・「東京都エネルギー環境計画書制度」で公表される電気供給事業者ごとの電気の排出係数を使用※ ²
小売電気事業者等以外から購入		・発電（送電元）事業所が算定する排出係数を使用※ ¹

- ※¹ 自己託送及び小売電気事業者等以外から電気を購入する場合、発電（送電元）事業者が送電する電気の排出係数を都に報告する仕組みを設け、排出係数の妥当性を都で確認することを想定
報告する電気の排出係数への再エネ由来証書等の環境価値の充当方法等については、「東京都エネルギー環境計画書制度」の仕組みを活用
- ※² 「東京都エネルギー環境計画書制度」の対象事業所でない発電事業者（特定供給事業者など）から電気を購入する場合についても、※¹と同様の取り扱いを想定

(5) 温室効果ガス排出量の算定のためのCO₂排出係数（熱・ガス）

<東京都の考え方>

※（7）低炭素電力・熱の選択の仕組み及び高効率コジェネの取扱いの内容を含む

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 熱の実排出係数算出に当たり、地点別・メニュー別とともに、電気と同様に調整前と調整後（非化石証書等の効果を反映）の排出係数としてほしい。 ● カーボンニュートラル都市ガスの環境価値を熱の実排出係数に反映できるようにしてほしい。 <p>(全7件 他 非公表意見なし)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 熱の排出係数の環境価値の充当等については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況を考慮し、運用方法を検討してまいります。 ● カーボンニュートラルガスについては、新興国等における森林等の環境保全プロジェクトにより創出された民間認証クレジットでCO₂排出量を相殺したガスであると認識しております。本制度は、エネルギーの需要側を対象とする制度として、大規模事業所のCO₂排出総量の削減を目的としていること、並びに国内の温室効果ガス削減への寄与、エネルギーの削減及び再エネの推進を重視する観点から、森林等によるCO₂吸収を評価する仕組みを導入しておらず、第四計画期間も同様の取扱いといたします。
---	---

<第四計画期間の温室効果ガス排出量の算定のためのCO₂排出係数（熱・ガス）（制度改正案）>

- 制度対象事業所の年度排出量の算定に使用する熱（冷温水・蒸気）とガスの排出係数には「実排出係数」を使用
- 第三計画期間までの低炭素熱の選択の仕組み及び高効率コジェネ※の取扱いについては、「実排出係数」へ移行

※ 第三計画期間に引き続き、事業所内外に設置されたCGS等の排熱利用については、排出係数の算定対象となり、CO₂排出量に含まれます。

調達方法		調達方法ごとの排出係数の取り扱い
オンサイト (自家発熱・自家消費)	化石燃料由来	・自家発熱に使用した化石燃料使用量を基に算定
	再エネ由来	・熱の排出係数は「 ゼロ 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で製造した熱は、「都内平均排出係数」を使用
オフサイト		・自己託送した熱の排出係数を使用※ ¹ (再エネ設備で製造した熱の場合は、排出係数は「 ゼロ 」)
熱供給事業所から購入		・東京都が公表する熱供給事業者ごとの熱の排出係数を使用※ ²
熱供給事業所以外から購入		・熱の供給元事業所が算定する排出係数を使用※ ¹

- ※ 1 オフサイト及び熱供給事業所以外から購入する熱の排出係数は、供給事業者が供給する熱の排出係数を都に報告する仕組みを設け、排出係数の妥当性を都で確認することを想定
- ※ 2 東京都が公表する熱供給事業者ごとの熱（ガス含む）の排出係数の算定方法等は、東京都の「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」や現制度の「低炭素熱供給事業者認定制度」の仕組みを活用
環境価値の充当については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況も考慮し、運用方法を検討

(6) 原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数

<東京都の考え方>

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次エネルギー換算係数は、低炭素電力を加味した係数を設けてほしい。 <p>(全2件 うち非公表意見1件あり)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の対象となる事業所の要件（原油換算エネルギー使用量：1,500kL以上）を算定する際は、再エネ電気等の利用にかかわらず、改正省エネ法で定める電気の一次エネルギー換算係数（第四計画期間から全電源平均係数）を使用することを考えております。なお、年度排出量を算定する際には、実際に使用した電気量等に基づき、低炭素の電力を評価しています。 今後も、国の省エネ法の改正状況等を注視し、本制度への対応を含め検討してまいります。
---	--

<第四計画期間の原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数（制度改正案）>

- 第四計画期間で使用する単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は、2023年度時点で、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも採用する。

①電気の一次エネルギー換算係数	②単位発熱量 赤字：第3計画期間からの変更箇所																																																																									
<p>電気の一次エネルギー換算係数は、直近3年間（2018年度～2020年度）の全電源平均係数で算定</p> <p>【係数算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合エネルギー統計の時系列表の電源構成（発電量・投入量）を用いて、各電源の発電効率を算出 発電効率は、非燃焼再エネ（地熱含む）：100%/原子力：33%（所内損失率控除後）/バイオマス：火力平均相当で置換え 全体に総合損失率（5.1～5.5%）を乗じて算出 	<p>2018年度～2020年度平均値：8.64 (MJ/kWh) (現行の値は、火力平均係数の9.76 (MJ/kWh))</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値 (GJ/計量単位)</th> <th>項目</th> <th>数値 (GJ/計量単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原料炭</td> <td></td> <td>ジェット燃料油(kl)</td> <td>36.3</td> </tr> <tr> <td>(1) 輸入原料炭 (t)</td> <td>28.7</td> <td>灯油(kl)</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>(2) コークス用原料炭 (t)</td> <td>28.9</td> <td>軽油(kl)</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>(3) 吹込用原料炭 (t)</td> <td>28.3</td> <td>A重油(kl)</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>一般炭</td> <td></td> <td>B重油又はC重油(kl)</td> <td>41.8</td> </tr> <tr> <td>(1) 輸入一般炭 (t)</td> <td>26.1</td> <td>液化石油ガス (LPG) (t)</td> <td>50.1</td> </tr> <tr> <td>(2) 国産一般炭 (t)</td> <td>24.2</td> <td>石油系炭化水素ガス(千m³)</td> <td>46.1</td> </tr> <tr> <td>輸入無煙炭 (t)</td> <td>27.8</td> <td>液化天然ガス (LNG) (t)</td> <td>54.7</td> </tr> <tr> <td>石炭コークス (t)</td> <td>29</td> <td>天然ガス (前項に掲げるものを除く。) (千m³)</td> <td>38.4</td> </tr> <tr> <td>石油コークス (t)</td> <td>34.1</td> <td>コークス炉ガス(千m³)</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>コールタール (t)</td> <td>37.3</td> <td>高炉ガス(千m³)</td> <td>3.23</td> </tr> <tr> <td>石油アスファルト (t)</td> <td>40</td> <td>発電用高炉ガス(千m³)</td> <td>3.45</td> </tr> <tr> <td>コンデンセート (NGL) (kl)</td> <td>34.8</td> <td>転炉ガス(千m³)</td> <td>7.53</td> </tr> <tr> <td>原油 (前項に掲げるものを除く。) (kl)</td> <td>38.3</td> <td>都市ガス (千m³)</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>33.4</td> <td>蒸気 (産業用のものに限る。) (GJ)</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>ナフサ(kl)</td> <td>33.3</td> <td>蒸気 (前項に掲げるものを除く。) (GJ)</td> <td>1.19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>温水及び冷水(GJ)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値 (GJ/計量単位)	項目	数値 (GJ/計量単位)	原料炭		ジェット燃料油(kl)	36.3	(1) 輸入原料炭 (t)	28.7	灯油(kl)	36.5	(2) コークス用原料炭 (t)	28.9	軽油(kl)	38	(3) 吹込用原料炭 (t)	28.3	A重油(kl)	38.9	一般炭		B重油又はC重油(kl)	41.8	(1) 輸入一般炭 (t)	26.1	液化石油ガス (LPG) (t)	50.1	(2) 国産一般炭 (t)	24.2	石油系炭化水素ガス(千m³)	46.1	輸入無煙炭 (t)	27.8	液化天然ガス (LNG) (t)	54.7	石炭コークス (t)	29	天然ガス (前項に掲げるものを除く。) (千m³)	38.4	石油コークス (t)	34.1	コークス炉ガス(千m³)	18.4	コールタール (t)	37.3	高炉ガス(千m³)	3.23	石油アスファルト (t)	40	発電用高炉ガス(千m³)	3.45	コンデンセート (NGL) (kl)	34.8	転炉ガス(千m³)	7.53	原油 (前項に掲げるものを除く。) (kl)	38.3	都市ガス (千m³)	45	ガソリン	33.4	蒸気 (産業用のものに限る。) (GJ)	1.17	ナフサ(kl)	33.3	蒸気 (前項に掲げるものを除く。) (GJ)	1.19			温水及び冷水(GJ)	
項目	数値 (GJ/計量単位)	項目	数値 (GJ/計量単位)																																																																							
原料炭		ジェット燃料油(kl)	36.3																																																																							
(1) 輸入原料炭 (t)	28.7	灯油(kl)	36.5																																																																							
(2) コークス用原料炭 (t)	28.9	軽油(kl)	38																																																																							
(3) 吹込用原料炭 (t)	28.3	A重油(kl)	38.9																																																																							
一般炭		B重油又はC重油(kl)	41.8																																																																							
(1) 輸入一般炭 (t)	26.1	液化石油ガス (LPG) (t)	50.1																																																																							
(2) 国産一般炭 (t)	24.2	石油系炭化水素ガス(千m³)	46.1																																																																							
輸入無煙炭 (t)	27.8	液化天然ガス (LNG) (t)	54.7																																																																							
石炭コークス (t)	29	天然ガス (前項に掲げるものを除く。) (千m³)	38.4																																																																							
石油コークス (t)	34.1	コークス炉ガス(千m³)	18.4																																																																							
コールタール (t)	37.3	高炉ガス(千m³)	3.23																																																																							
石油アスファルト (t)	40	発電用高炉ガス(千m³)	3.45																																																																							
コンデンセート (NGL) (kl)	34.8	転炉ガス(千m³)	7.53																																																																							
原油 (前項に掲げるものを除く。) (kl)	38.3	都市ガス (千m³)	45																																																																							
ガソリン	33.4	蒸気 (産業用のものに限る。) (GJ)	1.17																																																																							
ナフサ(kl)	33.3	蒸気 (前項に掲げるものを除く。) (GJ)	1.19																																																																							
		温水及び冷水(GJ)																																																																								
<table border="1"> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <td>9.76[GJ/千kWh]</td> <td>⇒ 8.64[GJ/千kWh]</td> </tr> </table>	変更前	変更後	9.76[GJ/千kWh]	⇒ 8.64[GJ/千kWh]																																																																						
変更前	変更後																																																																									
9.76[GJ/千kWh]	⇒ 8.64[GJ/千kWh]																																																																									

【参考】工場等判断基準 WG（資源エネルギー庁）

(8)再エネの取扱い

<東京都の考え方>

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ自家消費による削減効果の1.5倍換算を廃止することは致し方ないが、その他の施策による再エネ設備導入に向けたインセンティブが必要。 ● 再エネの取扱いは、再エネ調達・証書市場の動向を踏まえながら、柔軟かつ機動的に履行手段の追加・拡充等を行ってほしい。 <p>(全11件 うち非公表意見2件あり)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第四計画期間においては、電気及び熱の排出係数を「実排出係数」へ移行いたします。同時に、より実態に即した正確な排出量を算定する観点から、再エネ発電設備で発電した電気を自家消費した場合の削減効果の1.5倍換算については、第三計画期間限りいたします。なお、都では、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援しています。 ● また、第四計画期間からは、事業所外からの再エネの導入、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書の活用等、再エネ導入による義務履行手段を拡充いたします。将来の国内外の情勢や事業所の動向などを踏まえ、今後も脱炭素化を先導する実効性の高い制度として更に発展できるよう、検討を進めてまいります。
---	--

<第四計画期間の再エネの取扱い（制度改正案）>

- 自家発電（熱）・自家消費に加え、事業所外（オフサイト）の再エネ設置（自己託送・PPA等）、小売電気事業者等からの購入、非化石証書等の再エネ由来証書の直接購入を、削減量として年度排出量から除外可能な環境価値として追加

●再生可能エネルギーの利用方法

再エネ自家消費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ発電設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は、引き続き排出量算定の対象外（排出量ゼロ）として取り扱う。 ● 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、再エネ発電設備で発電した電気を自家消費した場合の削減効果を「1.5倍」する仕組みは廃止
オフサイト再エネ(自己託送・PPA)の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・熱の排出係数を「実排出係数」とするため、事業所外から調達した再エネ電気・熱については、排出量ゼロとして排出算定に反映 ● バーチャルPPA由来の環境価値は、「追加性」の観点からフィジカルPPAと同様に扱い、電気使用量から認証発電電力量を控除
再エネ由来の証書等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用できる証書は、これまでの制度と同様に、国内の温室効果ガス削減への寄与を考慮するとともに、エネルギー削減及び再エネ利用促進の観点から、再エネ由来による証書（グリーンエネルギー証書、FIT非化石証書及び非FIT非化石証書（再エネ指定））に限ることとし、証書のもつCO₂削減効果を年度排出量の算定に反映 ● 電気使用比率が低い事業所の証書利用を考慮し、排出量を上限に、証書のもつCO₂削減効果を年度排出量から直接控除することができる。

※ バイオマスについては、森林破壊や生物多様性への悪影響等が懸念されるものもあり、問題のある燃料を継続的に利用すると、将来にわたって悪影響が拡大するおそれがあることから、持続可能性が担保されていることが確認できるバイオマス燃料を対象とする。

(9) 排出量取引で取り扱うクレジット等

<東京都の考え方>

【主な意見】

- 新たな超過削減量の創出方法について、非化石証書、電気や熱の係数改善効果、デマンドレスポンスも創出対象としてほしい。
- 超過削減量の発行上限65%を撤廃してほしい。
- 超過削減量を活用できる期間の撤廃をお願いしたい。
- 都制度は相対取引が前提であり、利便性の高い排出量取引の仕組みを準備してほしい。

(全11件 うち非公表意見 1件あり)

【都の考え方】

- 本制度では、エネルギー消費量を可能な限り削減するとともに積極的に再エネを利用することにより、事業所におけるCO₂の排出総量を削減することを目的としております。第四計画期間では再エネでの義務履行方法を拡充するため、再エネ割合の高い電力の契約や再エネ由来証書の購入によって排出量を大幅に削減し、超過削減量が創出されるケースも想定されますが、第四計画期間においては、省エネ設備の導入や運用改善等の省エネ対策に加え、再エネ設備の導入による事業所のさらなる排出削減を後押しする観点から、再エネについては、追加性の高い再エネ（オンサイト・オフサイト）相当量を超過削減量の創出対象とすることといたします。なお、併せてエネルギー供給側の対策として、エネルギー環境計画書制度も強化しております。
- 超過削減量の発行上限は、本制度の構築時に、削減対策によらずに排出量が大幅に減少した事業所に過大な利益が生じないようにすべき、との事業所の御意見を基に設定しており、第四計画期間では、2030年の目標排出量（削減率64.2%）への早期到達を促すため、基準排出量の「65%」に変更することといたします。なお、省エネ・再エネによりゼロエミッション化を目指す事業所を認定することとしている第四計画期間からのトップレベル事業所認定の仕組みにおいては、この発行上限を撤廃することとしております。
- 本制度は各期5年間の中で義務を履行することとしており、早期の省エネ投資等の成果（超過削減量等）を当期だけでなく翌期にも活用できる「バンキング」の仕組みを導入しています。一方、早期削減と同時に、追加的な排出削減への影響も考慮し、バンキングは、翌期に限る仕組みとすることといたします。
- 都はこれまでも、定期的な排出量取引説明会の実施、取引の参考となる査定価格の公表、専用相談窓口での個別相談受付やセミナーでの取引相手のマッチング機会の提供等を実施してきました。更に今年度は、専用システム上で売買意向を確認できる機能を改良しております。今後も、円滑な排出量取引が可能となるよう、取引を希望する皆様の支援を継続してまいります。

<第四計画期間の排出量取引で取り扱うクレジット等（制度改正案）>

- 国や埼玉県の動向も注視しつつ第三計画期間と同様のクレジット利用を認め、係数変更等の制度改正内容との整合、クレジット創出方法の変更等を実施
 - 超過削減量は、さらなる省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)を促すため、これらの実績に応じた創出方法に変更。また、超過削減量の発行は、基準排出量の65%から削減義務量を減じて得た量を上限とする。
 - 都内中小クレジットは、中小規模事業所の「2030年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量を発行（但し、中小企業等を除く）
 - バンキングの期間は翌期に限る。

排出量取引 (利用できるクレジット等は第三計画期間から継続。ただし、今後の国や埼玉県の動向等を踏まえて、各クレジットの取扱いを検討)

● **超過削減量**
削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績に応じて創出

● **都内中小クレジット (都内削減量)**
都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量 (※ **クレジット算定方法を変更**)

● **再エネクレジット (環境価値換算量・その他削減量)**

- 再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数は、クレジット発行年度の都内平均排出係数を使用
- 対象とする再エネのうち、バイオマスについては持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象

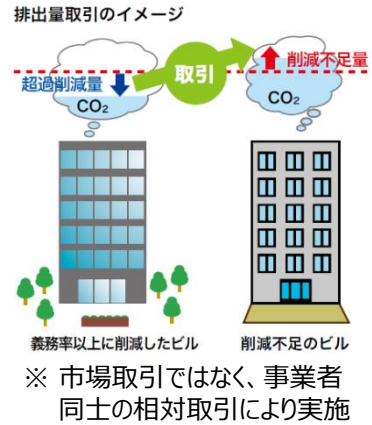
● **都外クレジット (都外削減量)**

- 都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
- 使用する基準排出量は、根拠資料が存在しない場合に限り、第四計画期間前の直近3か年度の排出量の使用を認める

● **埼玉連携クレジット (その他削減量)**
埼玉県の第四削減計画期間の検討内容を踏まえて、今後連携方法を検討

第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務に利用することができる。



【新たな超過削減量の創出方法】

特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、各年度の削減義務率以上に削減した排出量に占める省エネ対策及び再エネ(オンサイト・オフサイト)による削減効果相当量をクレジットとして発行(基準排出量の65%から削減義務量を減じて得た量が上限)

【新たな都内中小クレジットの創出方法】

中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量を都内中小クレジットとして発行(但し、中小企業等(一定の要件あり)については、達成水準未達のエネルギー削減量についてもクレジット創出の対象とすることを検討)

(10) その他ガス削減量の取扱い

<東京都の考え方>

【主な意見】

(御意見無し)

【都の考え方】

- 制度対象事業所における、一定以上のその他ガス排出量の削減努力を評価するため、第四計画期間においても、その他ガス削減量の仕組み ※は継続することを考えております。
- ※ 総量削減義務の対象としている特定温室効果ガス以外のCO₂やCO₂以外の温室効果ガス（その他ガス）の削減を目的として計画的に削減した量のうち、一定の量を超過した量が認められる場合、当該超過量を総量削減義務に充当可能とする。

<第四計画期間のその他ガス削減量の取扱い（制度改正案）>

- 2008年度以降に制度対象となった事業所を本仕組みの対象とすることや、基準排出量の変更を可能とすること等をはじめとした課題について、第四計画期間に向けたガイドラインの改正等において引き続き検討

● その他ガス削減量の対象

- その他ガスの削減を目的として計画的に削減した量が一定の要件を満たす場合、当該超過量を総量削減義務に充当可能とする仕組みは継続し、その他ガス削減量の対象も、右表に示すとおり第三計画期間と同様とする ※。

※ 「CO₂」については、改正省エネ法により、廃棄物燃料等が非化石エネルギーとして位置付けられることから、ガスの分類名称をこれまでの「非エネルギー起源CO₂」から「特定温室効果ガス以外のCO₂」へ変更

【その他ガス削減量の対象範囲】

特定温室効果ガス以外のCO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物燃料の使用等 ・廃棄物の焼却 ・製品の製造・加工に伴い発生するCO₂
CO ₂ 以外のガス (CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ , NF ₃)	<ul style="list-style-type: none"> ・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN₂O等
水の使用、下水への排水	

(11) 特定テナント等事業者

<東京都の考え方>

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基準年度が特定テナントに該当した初年度に固定されると基準年度に対して使用量の削減は難しくなる。評価方法の見直しを検討してほしい。 ● 評価項目や評価点の見直しは、事業者の負担増とならないような制度設計としてほしい。 <p>(全2件 他 非公表意見なし)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第四計画期間では、事業所の省エネ対策の深掘りと再エネ利用を促進するため、特定テナント等についても、実排出係数による算定や、再エネ利用のテナント評価項目への反映等を考えております。特定テナント等事業者の具体的な評価基準や評価方法等については、テナント事業者の皆様の排出削減に向けた取組実態を可能な限りにおいて反映できるよう検討を進めてまいります。 ● これまでも、皆様からの御意見を踏まえて、提出書類や地球温暖化対策計画書等の作成の簡素化、手続の見直し等を行ってきました。第四計画期間も、入力内容が自動的に様式に反映されるツールを整備する等、事業者の皆様の負担に配慮しながら検討してまいります。
--	---

<第四計画期間の特定テナント等事業者（制度改正案）>

- 特定テナント等事業者の要件（床面積5,000m²以上又は1年間の電気使用量が600万kWh以上のテナント等事業所）は、従来と同様の取扱いを継続
- 第四計画期間における制度全体の変更との整合を図り、実排出係数による排出量の算定や、再エネ利用状況の点検表への反映等評価項目の見直しを実施
- 公表は、評価ランクに加えて特定テナント等事業者の排出削減の取組内容を含めるとともに、評価点の基準の引き上げを検討

●再エネ利用の実施状況を点検表に反映

- 令和5年度から提出する点検表に、特定テナント等事業者の再エネ利用状況を把握するための項目（右記）を追加（第三計画期間中はテナント評価の対象外）
- 事業所の回答結果を踏まえ、特定テナント等事業者の再エネ利用状況を評価する項目を点検表に設定し、テナント評価に反映

把握する再エネ利用状況
● オーナー・テナント間の協力状況
● オンサイト及びオフサイト再エネの利用状況
● 電力契約状況
● 証書、クレジットの利用状況
● RE100等の国際・国内イニシアティブへの参加

(12) 目標設定・取組状況等の報告・公表

<東京都の考え方>

<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正省エネ法に基づく定期報告書の見直しと平仄を合わせるなど、事業者の事務負担増が生じないよう配慮してほしい。 <p>(全3件 うち非公表意見1件あり)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー利用に係る情報も含め、報告・公表内容の拡充にあたっては、改正省エネ法の報告内容も参考に、制度対象事業者の負担に配慮しながら、報告の仕組みや報告様式等を検討してまいります。 事業所と都による公表内容を拡充することにより、投資家・金融機関、取引先等からの評価にもつながるよう、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業所を後押ししてまいります。
--	--

<第四計画期間の目標設定・取組状況等の報告・公表（制度改正案）>

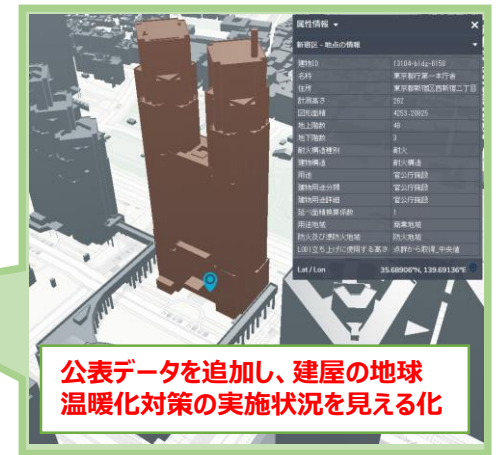
- 排出削減対策に積極的に取り組んだ事業所が評価されるよう、「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」「東京都オープンデータカタログ」などと連携して、床面積当たり一次エネルギー消費原単位（各事業所及び全体平均）やCO₂排出原単位の推移、再エネ利用実績等を公表
- 事業所の省エネ削減効果を見える化するため、地球温暖化対策計画書の記載事項に、一次エネルギー使用量の推移を追加

●追加する主な公表内容

項目		都による公表※1 (オープンデータ化)	事業所による公表 (義務)
省エネカルテ（事業所からの報告を基に都が作成・公表）			
・事業所のCO ₂ 排出実績・原単位（CO ₂ 及び一次エネルギー）の推移		○	—
・用途別の排出原単位の推移（平均及び上位25%※2水準）		○	—
再エネ利用に係る報告（再エネ目標の設定と使用量の把握）			
目標設定	計画期間内及びそれ以降の再エネ導入目標	○	○
オンサイト・オフサイト	種類・規模・設置年・設置場所	○	○
	年間使用量（調達量）	▲	▲
小売電気事業者 地域熱供給事業者	種類（事業者又はメニュー名）	×	×
	年間使用量（調達量）・排出係数	▲	▲
証書	種類	○	○
	年間使用量（調達量）	▲	▲



「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」と連携し、情報公開範囲を拡大「東京都オープンデータカタログ」からデータを取得可能とし、事業者による情報利用を促進



公表データを追加し、建屋の地球温暖化対策の実施状況を見える化

※1 非公表を特に希望する事業者に対しては一定の配慮を行う。
 ※2 上位15%水準も公表する想定
 ▲：事業所に不利益が生じないように、報告数値を一部加工して公表する。公表する情報は、規模感や利用状況が概ね把握できるよう再エネ利用割合やレンジで示すことを想定
 ×：事業所の契約内容等、事業所に不利益が生じる事項は公表しない。

1. パブリックコメントの実施結果（概要）について
2. 第四計画期間のキャップ&トレード制度の改正案について
（1:制度対象 から 12:目標設定・取組状況等の報告・公表 まで）
- 3. 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度の改正案について**
（13:トップレベル事業所認定の仕組み）

(1) 認定区分と認定方法

<主な御意見と都の考え方>

<p>【主な御意見】</p> <p>(認定区分に関する御意見無し)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2050年のゼロエミッション化実現に向け、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進します。 ● トップレベル事業所の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げ、優れた事業所への転換を促進します。
--	---

<第四計画期間の認定区分（制度改正案）>

- 認定区分を3区分へ変更し、各認定区分にゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め、取組のレベルを引き上げる。
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目・基準を用いて評価する。

● トップレベル事業所認定制度の新たな認定区分

認定区分 ※名称は今後検討	優れた事業所	特に優れた事業所	新設	極めて優れた事業所
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	「優れた事業所」よりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進	
認定水準	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上	
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理事項（評価項目Ⅰ：15項目） ・事業所及び設備の運用に関する事項（評価項目Ⅲ：13項目） ・事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項（評価項目Ⅴ：2項目） ・建物及び設備性能に関する事項（評価項目Ⅱ：21項目） ・事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（評価項目Ⅳ：1項目） 			
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内 (竣工年により、不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0	

※（ ）内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する

(1) 認定区分と認定方法 (つづき)

<主な御意見と都の考え方>

<p>【主な御意見】 (建築物環境計画書制度との連携への賛同の趣旨の非公表希望意見あり) (全1件 うち非公表意見1件あり)</p>	<p>【都の考え方】 ● トップレベル認定を通じて、設計時に加え運用時も含めて高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所を増やすため、現行の認定方法に加え、「東京都建築物環境計画書制度」で一定レベル以上の評価を得ている建築物について、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設します。</p>
---	--

<第四計画期間の認定方法 (制度改正案) >

- 各認定区分の基準を充足すれば、初回の申請から最上位、上位区分の認定を受けることが可能
- 建築物環境計画書制度との連携の場合、トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」について、建築物環境計画書における建築物の外皮性能と設備性能を活用して評価。その他の、運用等の評価項目は認定基準に沿って評価
- 建築物環境計画書の PAL*低減率 (BPI)、ERR (BEI)、及び ERR (BEI) で評価対象に含まれていない未評価技術*1について、評価対象事業所の各値や取組の程度に応じて評価・得点換算

※1 未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

● 建築物環境計画書制度と連携するための方法

評価項目	算出方法
PAL*低減率 (BPI)	評価点：PAL*低減率4%で0点、24%で1点 得点：評価点×45点×配点比率0.05
ERR (BEI)	評価点：ERR段階3*2で0.8点、ERR75以上で1点 得点：評価点×45点×配点比率0.85×調整率0.95
未評価技術	評価点：トップレベル評価項目の基準と同様 得点：Σ(各トップレベル評価項目の評価点×各トップレベル評価項目の重み係数)×45点×配点比率0.1

● 建築物環境計画書制度と連携するための要件

- 2017年度以降の様式によって提出された建築物環境計画書を対象とする
- 建築物環境計画書でERR (BEI) の段階3*2の事業所のみが対象。また、建築物省エネ法において、一部の基準適合のみで適合判定が可能な用途 (工場や情報通信、物流等) は対象外
- 事業所の竣工後5年以内かつ最初の認定申請時のみ、連携可能
- 既存事業所において建物が追加で建設された場合は、事業所の延床面積の80%以上が建築確認申請の対象となる時に連携可能

※2 事務所用途でERR(BEI) 40以上等

(2) 認定基準

<主な御意見と都の考え方>

<p>【主な御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IV.4.2.【デマンドレスポンスに対応した設備の導入】について、上げDRが「蓄熱槽の利用」を、下げDRが「CGSの利用」を評価対象に含める設備となることを希望する。また、その評価認定容量基準があれば提示してほしい。 <p>(全2件 うち非公表意見1件あり)</p>	<p>【都の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーの需要側が、電気の供給状況に応じて需要量を増減させるデマンドレスポンスの重要性が高まっており、第四計画期間のトップレベル事業所認定制度においては、従来からの省エネ対策に加え、積極的な再エネ利用を評価する観点から新たに上げデマンドレスポンスに対応した設備の導入やZEV充電設備の整備を評価に加えてまいります。また、小売電気事業者等とのインセンティブ型のデマンドレスポンス契約等も評価項目に加えることとしております。 <p>デマンドレスポンスに対応する具体的な設備の種類や規模等の要件については、国内の検討状況や技術開発動向等も注視しながら、認定ガイドラインで早期にお示しできるよう、検討を進めてまいります。また、技術開発動向や国内の普及状況等に応じて、第四計画期間中にも、認定ガイドラインの基準等を見直してまいります。</p>
---	---

<第四計画期間の認定基準（制度改正案）>

- 新たなトップレベル事業所の考え方に沿って、既存評価項目の見直し及び新設評価区分の項目設定を実施
- 再エネ利用に関する項目群では、従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する項目では、ゼロエミッション化・ZEB化のロードマップ策定や、CO₂排出量・一次エネルギー消費量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

● 第四計画期間の評価項目の構成と配点 ※ 配点（ ）内は現行基準の配点

		I 一般管理項目	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	合計			
評価項目の区分		1. CO ₂ 削減推進体制の整備 2. 図面・管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO ₂ 排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用 3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要最適化	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組	100 / 125			
配点	必須	10 (10)	45 (60)	25 (30)	10 (-)	10 (-)			25	
	一般									
	加点			25 (20)						

新設

(3) 認定による削減義務率等の取扱い

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】

- 第四期から削減義務率が緩和なしとされているが、第四期からのトップレベル認定も見据えて4～5年前から多額の費用をかけ設備を更新している。CO₂削減は短期間ではできないことを理解してほしい。
- 削減義務率減少の廃止は、新規・既設を問わず認定を検討している事業所に対して、影響が極めて大きい。減少措置は継続してほしい。
- 第四期からの新規事業所も削減義務率の緩和措置をお願いしたい。
- 第四期に、第三期途中で認定された事業所が継続して認定取得した場合、義務率減少が無くなる。トップレベルの認定取得や継続は業務負荷が大きく、高額な費用も発生しており、再度検討してほしい。
- 減少措置がないとすると、今後の削減義務を考慮し建設時から省エネ対応を実施せずに、徐々に削減すればよいという発想が生まれてしまう。削減義務率の減少措置は継続してほしい。

(全10件 うち非公表意見 1件あり)

【都の考え方】

- トップレベル事業所認定制度では、制度開始当初より、主に省エネにおける取組が特に優良な事業所を認定し、認定事業所には削減義務率の減少を認めてきました。しかし、現在、気候変動の影響が深刻化し、全世界で迅速かつ大幅な排出削減、ゼロエミッションに向けた取組が求められるようになるとともに、再エネの利用手法が多様化し、省エネだけでなく再エネ利用による排出削減が拡大してきております。
そのため、制度対象事業所の対策をより高い水準に引き上げるための牽引役としても期待をしているトップレベル事業所の第四計画期間の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げ、ゼロエミッション化への取組を促進することといたしました。
削減義務率に関しては、排出削減の手法が多様化する中、第四計画期間もすべての新規制度対象事業所への削減義務率の段階適用を継続すること、これまでの認定事業所の削減実績は認定されていない事業所と同様の分布での削減率であること、今後、ゼロエミッション化に向けて省エネ・再エネ両面から排出削減を進める事業所をトップレベルに認定するという考え方を踏まえ、削減義務率の減少措置は原則として廃止することといたします。
一方、削減義務率の減少措置をすべて廃止すると、現在の認定事業所の削減計画への影響が想定されることから経過措置を提案いたしました。事業所の皆様から、既に第四計画期間での認定や再認定を目指して準備を進めていること等により、第四計画期間での削減義務率減少措置の拡充を希望する御意見を複数いただきました。
トップレベル認定に必要な大規模な高効率設備等の更新や運用対策等の実施には、一定の時間を要することは事実です。また、既に第四計画期間の認定に向けて設備更新等の対策を進めている場合、事業所の削減計画への影響という点では、現時点での認定有無に関わりなく同等と考えられます。
そのため、皆様からの御意見を踏まえ、経過措置として提案した内容に加え、既認定事業所が第四計画期間中に継続して再認定された場合、及び、都の第四計画期間の制度検討が始まる前から、既に制度対象となっている事業所が第四計画期間のトップレベル認定を目指した設備更新等の設計・工事等を計画・実施しており、その事実が確認可能な文書を添えて申請・認定された場合も、第四計画期間に限り、削減義務率の減少を認める方向で検討することといたします。

<第四計画期間の認定による削減義務率等の取扱い（制度改正案）>

- 新規制度対象事業所は削減義務率の減少なし（この場合、認定事業所の超過削減量の発行上限を撤廃）
- 経過措置として、既認定事業所については、現行のトップレベル相当で3/5、準トップレベル相当で4/5の削減義務率の減少を可能とする。

⇒上記に加え、① 既認定事業所が第四計画期間中に継続して再認定を申請・認定された場合、② 既に制度対象となっている事業所が、第四計画期間の制度検討が始まる前から第四計画期間のトップレベル認定に向けた設備更新等の計画・工事等を実施していることを確認可能な文書を添えて申請・認定された場合も対象とすることを検討

3. 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度の改正案について

< 第四計画期間のトップレベル認定による削減義務率等の取扱い（制度改正案） >

パブリックコメント提示内容との変更箇所は赤字

	第三計画期間					第四計画期間				
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合	認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)					認定期間が継続しない場合は削減義務率減少なし →但し、第四期の制度検討開始前から第四期認定に向けた設備更新の計画等が確認できる場合に限り、義務率減少あり※				
2021年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					減少率3/5(4/5) →第四期に限り義務率減少あり				
2022年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5) 削減義務率減少なし →第四期に限り義務率減少あり				
2023年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度認定の場合	減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2025年度以降認定の場合	第四計画期間で新規認定した場合は削減義務率減少なし					→但し、第三期までの制度対象事業所で第四期の制度検討開始前から第四期認定に向けた設備更新の計画等が確認できる場合に限り、義務率減少あり※				

- 破線：期をまたいで継続して削減義務率を減少（第四計画期間から削減義務率減少率 3 / 5 （ 4 / 5 ） へ変更）
- 括弧内は準トップレベル事業所（第四計画期間は、地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所）の減少率

※第四計画期間に限り、認定年度以降、削減義務率減少あり

(4) 認定等の手続の負担軽減、公表等

<主な御意見と都の考え方>

【主な御意見】

- トップレベル認証は、省エネ対策等において既に極めて高い基準をクリアしていることから、認証の質は担保しつつ、更なる手続き負担の軽減を検討するとともに、認証取得インセンティブを充実することにより、各事業所（者）が認証取得を目指す制度設計となるよう引き続き検討してほしい。

(全3件 うち非公表意見 1件あり)

【都の考え方】

- 2050年のゼロエミッション化実現に向け、第四計画期間のトップレベル事業所認定制度は、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進いたします。そのため、削減義務率の減少に代わり、超過削減量の発行上限の撤廃、都による表彰等を検討しております。また、トップレベル事業所の認定は、既に、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標であるGRESBリアルエステイト評価の「グリーンビル認証」の分野や、国内のDBJ Green Building認証において、有効な認証として認められており、今後も、様々な関係機関等と連携し、トップレベル認定による事業所の社会的・経済的価値の向上等に努めてまいります。更に、認定の信頼性を確保しつつ、これまで実施してきた手法以上の事務手続の簡素化について引き続き検討してまいります。

<第四計画期間の認定等の手続の負担軽減、公表等（制度改正案）>

● 認定申請の信頼性と負担軽減を両立するため、以下の負担軽減策を検討

※但し、手続きの簡素化に向け手法を工夫した際に、さらなる確認が必要と判断される事象が生じた場合は、従来通りの検証を行う等柔軟に対応するものとする。

① 調書・評価作成の簡素化

- 作成負荷が高いが得点影響が小さい機器（ファンコイルユニット、変圧器、昇降機等）について、複数台を1行にまとめた記載を可能にする。
- 評価項目の「根拠書類」の準備に関し、根拠書類と評価項目との対応関係を分かりやすく示す資料等を都が提示し、第三者検証に向けた事業所の負担が軽減できるよう検討

② 第三者検証時の対応

- 事前に根拠書類を提出できる評価項目は、実地調査前の検証を可能とする。
- 実地調査での各評価項目の根拠書類との突合確認は、根拠書類のサンプリングによる確認を適切に実施する方向で検討

③ 認定基準への適合状況の報告の簡素化

- 評価項目「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の自己評価について、軽微な改修の場合は、評価書・調書への反映を任意とする。

● 公表方法・広報の充実

- 第三計画期間までの取扱いに加え、認定事業所の再エネ利用に係る取組内容等も含めて公表
- 環境局ウェブサイト、SNS等の発信内容・手法の拡充、都による表彰、関係機関と連携した広報の充実等、トップレベル事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう広報の取組を強化